

水 政 第 ○ ○ 号
令和 7 年 月 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県水道事業運営審議会
会長 滝 沢 智

今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方について（答申）

令和 7 年 5 月 2 9 日付け水政第 1 8 9 号で当審議会に諮問のありましたこのこと
については、別紙のとおり答申します。

I はじめに

令和7年5月29日、本審議会に対し、千葉県知事から「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」に関して諮問が行われたところである。

諮問にあたり、県営水道からは以下の説明があった。

- ・ 県営水道においては、平成8年度の料金改定以来30年間、料金の引き上げをせずに経営を行ってきた。
- ・ この背景としては、管路や浄給水場等の水道施設は、布設や建設から年数が経過しておらず、更新が少ない期間であったため、建設事業費が低く抑えられたこと、さらに、日本全体が長引くデフレで様々な経費が低く抑えられたことなどが考えられる。
- ・ こうした中、東日本大震災以降は大規模な自然災害に備えるため、液状化による被害が想定される湾岸埋立地域の管路の耐震化を前倒ししてきたが、その財源としては、それまで蓄積していた資金を活用しながら実施することで、現行の料金水準を維持してきた。
- ・ しかしながら、昨今の物価高騰に伴い様々な経費が増加しており、水道施設の更新・耐震化の費用の増加により財務状況が悪化する時期が、当初の想定より早まることが見込まれた。
そのため、令和8年度から令和12年度までの財政収支見通しの算定を行ったところ、令和8年度から収支の赤字や資金不足が生じる結果になった。

本審議会では、こうした状況や県営水道から提出された資料の内容などを踏まえ、「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」に関して議論を行ってきたところであり、その結果について以下のとおり答申する。

Ⅱ 答申内容

第1 料金水準について

1 財政収支見通しについて

(1) 令和8年度から令和12年度までの収支見通し

県営水道からは、令和8年度から令和12年度までの収支見通しについて以下の説明があった。

ア 収入・支出の見込み方

収入面では、県営水道の収入の大半を占める給水収益については、水需要見通しに基づき、生活用水と業務用水に分けて推計を行った。

また、支出面では、建設事業費については、水道施設の更新・耐震化に対応するための事業量を、動力費や修繕費などについては、令和6年度決算見込み等をベースに様々な経済指標を基に設定した物価上昇率等に乗じて各費用を見込んだ。

イ 資金の確保の考え方

県営水道の運営にあたっては、建設事業費、企業債¹の償還、人件費や維持管理費などの様々な経費の支払いが生じる。

そのため、一定の保有資金を用意しておく必要があり、資金不足を避けるために必要な各年度末の資金残高を150億円²とした。

ウ 企業債の発行

今後、必要な資金を確保するには、料金の引上げか企業債の増額が必要になるが、過度な借入による財務状況の悪化を招かないよう、「企業債残高 対給水収益比率³」を用いて一定の上限を設けている。

また、その比率については、これまでは270パーセントを目安としてきたが、今後は、建設事業費の増に伴う資金需要の増加に対応するため、段階的に増やし、令和12年度までは300パーセント、令和17年度までは350パーセントを上限とした。

¹ 管路や浄給水場の更新・耐震化（建設事業費）の財源となる借入金

² 150億円のうち、100億円については、会計年度中における建設事業費の支払いや企業債の償還などが集中する時期に、資金ショートしないよう確保するもの。50億円については想定外の災害に対応するもの

³ 水道事業体の財務状況を示す指標の一つで、給水収益に対する企業債残高の割合。270%は県や政令市が経営する20事業体の平均、350%は給水人口の規模等が類似する神奈川県営水道事業の334%を目安としている

エ 一般会計から県営水道への繰出金

県営水道については、国が定めた繰出基準⁴に基づき、水道管路の耐震化等について、一般会計繰出金を繰り入れることができるが、一般会計の財政状況の悪化等に伴い、平成15年度以降、基準内の繰入は行われてこなかった。

今回、料金改定にあたり、引上げによる利用者の負担を少しでも軽減するため、繰入を受けることにより引上げ幅を抑えることとした。

(2) 意見

安定的な事業運営に必要な資金を最低限確保するとともに、増加が見込まれる水道施設の更新・耐震化事業の財源として、企業債や一般会計繰出金については以下のとおりとするなど、バランスも考えながら収入を見込むことは妥当である。

- ・企業債は、過度な負担の先送りにならないよう類似の事業体の水準も踏まえ、借入の上限を引き上げる

- ・一般会計繰出金は、国が定める基準の上限額まで繰入を行う

また、その他の収入・支出についても適切に見込んでおり、財政収支見通しとしては妥当である。

なお、支出のうち施設整備費は次のとおり更なる検証を行った。

2 施設整備の進め方について

施設整備については事業費の増加が大きく、料金の引上げ幅に影響を与えることから、この進め方について妥当性の判断を行った。

県営水道からは、管路や施設の更新・耐震化の進め方について、以下(1)・(2)のとおり説明があった。

(1) 管路や施設の更新の進め方

県営水道では、管路や浄給水場等の施設について、更新時期の目安として目標使用年数⁵を定めて計画的に更新を行っており、この範囲内であれば、災害等の例外を除き、十分に使用可能と考えられるため、目標使用年数を超過しないことを基本に、管路や施設を更新していく。

なお、今後も詳細な老朽度調査に基づき定期的に目標使用年数を検討するとともに、より長い期間、管路や施設を安全に使用していくため、これまで以上に予算を確保し修繕や保守点検に力を入れていく。

⁴ 地方公営企業の経営基盤強化のため、災害対応など料金収入で賄うには限度がある経費を対象に一般会計から公営企業会計へ繰り出すことができるとされており、その対象事業費などについて定めた基準

⁵ 会計上使われている法定耐用年数よりも長く、管路は60～90年、浄給水場（土木・建築・鋼構造物等）は100年、浄給水場（機械・電気・計装設備）は15～30年に設定

（２）管路や施設の耐震化の進め方

ア 管路

更新時に併せて耐震化することを基本とするが、液状化により長期的な断水被害が想定され、日常生活や経済活動に及ぼす影響が大きい湾岸埋立地域⁶に埋設された管路や、災害時において人命にかかわる災害拠点病院・防災拠点の最重要給水施設につながる管路については、目標使用年数にとらわれずに、優先して耐震化を行っていく。

イ 施設

更新時に併せて耐震化することを基本とするが、浄給水場等は、被災すると極めて大きな影響を及ぼす「急所施設」であることから、災害時の水道利用者への影響を考慮し、処理能力の大きい浄水場等は目標使用年数にとらわれずに優先して、補強により耐震化を行っていく。

また、耐震化工事は長期間運転を停止するなどの制約があることから、安定給水に支障がないよう、時期をずらし段階的に進める。

（３）意見

施設の目標使用年数を定め、計画的に更新を行いつつ、防災拠点などの最重要施設への管路等は目標使用年数にとらわれずに早期に耐震化を行うことは妥当である。

また、現在の状況下（現在の発注手法等）においては、上記（１）・（２）における今後の施設整備の進め方については妥当である。

なお、今後、以下の点についても不断の努力を行うよう要請する。

- ・施設整備については、将来的には、新たな発注方式であるデザインビルド（設計と工事の一括発注方式）やウォーター P P P⁷などの官民連携を研究していくことで、一層の工期短縮などを図ること
- ・国の国土強靱化実施中期計画⁸や県の上下水道耐震化計画⁹との整合性を図りながら進め、積極的に国庫補助金等を確保し施設整備の促進を図ること
- ・国土強靱化実施中期計画で使用されている「急所施設」などの印象的な用語を用いることで利用者への耐震化の理解の促進につなげることや、国の計画との整合性をとることで、県の取組に対する信頼性を高めること

⁶ 浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市の遠浅の海を埋立てし土地造成した地域

⁷ 通常の業務委託の範疇にとどまらず、水道や下水道といった水のインフラを行政と民間企業が協力して運営・維持・更新していく仕組み

⁸ 国が自然災害から国民を守るためのインフラ強化や老朽化対策を進める国土強靱化計画に基づき、令和８年度から令和１２年度までの５か年で実施すべき施策をまとめた計画

⁹ 県と市が浄水場や下水処理場等の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を一体で推進する計画

3 料金引上げ幅 18.6 パーセントの妥当性

料金引上げの大きな要素が施設整備費の増加であることから、まず「今後の施設整備の進め方」について、その手法、規模、スケジュールを詳細に議論し、妥当と判断した上で、さらに積算方法等を踏まえ施設整備費についても議論し、妥当と判断した。

加えて、財政収支見通しに計上したその他の収入や支出について、収入確保のための手法や規模、支出に関する積算方法等の観点から議論し、「料金引上げ幅 18.6 パーセント」について妥当と判断した。

第2 料金体系について

1 料金体系の見直しについて

(1) 料金体系の見直し方針

料金引上げ幅 18.6 パーセント（平均）を踏まえ、基本料金¹⁰や従量料金¹¹などの料金体系の妥当性の判断を行うにあたり、県営水道からは、料金体系の見直し方針について以下の説明があった。

ア 料金は、現行の「水道料金算定要領¹²」（令和7年2月改定版。以下「算定要領」という）に沿って算定する

イ 料金体系は、二部料金制¹³を維持する

水道料金は、全国的な算定基準である算定要領に沿って算定することで適正な料金設定が可能であり、算定要領では二部料金制が採用されている。

ウ 基本料金割合を、現行よりも高める

現在の県営水道の料金体系は、従量料金への依存度が高く、水需要が減少したときに料金収入が大きく落ち込む不安定な料金体系であるため、事業の安定性の観点から、基本料金割合を現行よりも高める必要がある。

エ 全ての利用者の料金改定率が同程度となる料金体系とする

利用者間の負担バランスを考慮し、使用水量の多寡にかかわらず全ての利用者の改定率が平均料金改定率 18.6 パーセントから大きく乖離しないよう検討する。

¹⁰ 使用水量の有無にかかわらず、水道メーターの大きさ（口径）に応じ、定額で徴収する料金

¹¹ 使用水量に応じて徴収する料金

¹² 旧厚生省の依頼に応じ（公社）日本水道協会が策定した全国的な水道料金の算定基準

¹³ 基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度

（２）意見

事業の安定性の観点から、基本料金割合を現行より高めることや、利用者間の負担バランスを考慮し、使用水量の多寡にかかわらず全ての利用者の料金改定率が平均改定率から大きく乖離しない料金体系とすることなど、県営水道が示した料金体系の見直し方針は妥当である。

２ 料金体系案について

（１）料金体系案

県営水道からは、当初、基本料金割合を高めつつも、各口径の平均改定率の差を極力小さくするため、逓増度¹⁴を若干上げた案が示されたが、逓増度については、以下の理由により上げるべきではなく、再度シミュレーションを行うよう求めた。

- ・小口径¹⁵の供給単価¹⁶が給水原価¹⁷を下回っていること
- ・単身世帯の増加などに伴い、低使用水量区分（１か月の水道使用量が１～１０ｍ³）の利用割合の増加が将来的に見込まれること
- ・従量料金は均一料金が原則とされ、逓増料金制はかつて給水量が右肩上がりだった時代に多量使用を抑制する目的で導入されたものであり、人口減少などに伴う水需要の減少が将来的に見込まれる現状と合わなくなっていること

これに対して県営水道からは、逓増度を若干緩和させた上で、全ての利用者の料金改定率が同程度となる料金体系案（別表）が示された。

（２）意見

基本料金割合を高め、全ての利用者の料金改定率を同程度とし、逓増度を若干緩和した料金体系案（別表）は妥当である。

なお、将来的には、単身世帯の増加など社会や家庭の変化に合わせて逓増度の緩和をさらに進めるなど、料金体系のあるべき姿について不断の研究を進める必要がある。

¹⁴ 使用水量が多くなるほど１ｍ³あたりの料金単価が段階的に高くなる度合を示す指標

¹⁵ 口径 13mm 及び 20mm

¹⁶ 水 1 ｍ³の販売収入

¹⁷ 水 1 ｍ³を作るためにかかる費用

3 料金体系に係る諸制度について

(1) 料金体系に係る諸制度

県営水道からは、料金体系に係る諸制度について以下の説明があった。

ア 公衆浴場用料金

公衆浴場の入浴料金は、公衆衛生の観点から、物価統制令により、都道府県が上限額を指定するものとされているため、多くの水道事業体で、入浴料金に影響する公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準としており、県営水道では、従量料金単価を最低単価で固定している。

現在も、この法令の考え方は維持されていることから、当該制度を維持することとし、料金改定後の単価は、新料金体系の従量料金の最低単価と同額とすることを想定している。

イ 生活困窮家庭等への配慮

昭和51年の料金改定における水道事業運営審議会の答申を受け、生活保護世帯及び民間福祉施設について、従量料金の減額を政策的配慮により実施し、その後、児童扶養手当受給世帯等を対象とする減免制度を追加し、基本料金と従量料金の一定割合を免除している。

生活困窮家庭等への配慮が必要な状況は現在も変わっていないことから、当該制度を維持することを想定している。

ウ 給水申込納付金・開発負担金

給水申込納付金は、新規の給水や水道メーターの口径を大きくする場合に徴収するものであり、開発負担金は、計画1日最大水量が5 m³/日以上 of 建築物の建築又は1,000 m²以上の宅地の造成を行う場合に徴収するものである。

給水申込納付金・開発負担金いずれも、新・現水道利用者間における負担の公平、料金水準の適正化のために徴収しているものであり、給水需要の増加に伴う浄給水場等の拡張事業に係る企業債の償還に充てている。

新・現水道利用者間における負担の公平という徴収目的は今後も変わらないこと、国の認可を受けた拡張事業に係る企業債の償還が続いていることから、給水申込納付金・開発負担金ともに制度を維持することを想定している。

(2) 意見

料金体系に係る諸制度については、その目的や背景等を踏まえ、制度を維持することが妥当である。

Ⅲ おわりに

この度の料金改定は、令和８年度から令和１２年度の５年間を見据えたものであり、仮に県営水道が答申の考え方にに基づき料金改定を実施した場合、この５年間については安定した財務運営が可能であると考ええる。

しかしながら、老朽化する管路や施設は、今後、次々と更新の時期を迎えることから、令和１３年度以降については、施設整備費の増加から再び厳しい財務状況になることも想定される。

また、近年、国際・経済情勢は大きく変化しており、これに伴い物価の動向も大きく変動する可能性があることに加え、管路や施設の更新・耐震化に対する国の財源措置の議論も本格化していくことが見込まれる。こうした動きは、今後の財政収支見通しにも影響を与えるものと考えられる。

このため、この度の料金改定直後から、次の料金算定期間である令和１３年度以降に向け、切れ目なく財政収支見通しや料金水準を検証し、その結果について、利用者に理解を求めていくべきである。

最後に、今後、水道事業をとりまく経営環境については、水道施設の更新需要の高まりや物価高騰に伴う様々な経費の増加に加え、給水人口の減少に伴う給水収益の減少、技術職員の不足など、厳しい状況が見込まれる。

そのためには、料金水準の検証にとどまらず、施設整備に係る国の財源措置に関する議論の動向、県営水道以外の水道事業体も含めた、給水区域や用水供給事業・末端給水事業についての県と市町村の役割分担等、持続可能で効率的な事業運営のあり方などについて考えていく視点も必要である。

(別表)

料金体系案

料金表（1 か月）

基本料金

(税抜)

口 径	現 行	改定案	改定額、改定率
13 mm	380 円	470 円	+90 円、+23.7%
20 mm	890 円	1,103 円	+213 円、+23.9%
25 mm	1,590 円	1,970 円	+380 円、+23.9%
40 mm	6,350 円	7,866 円	+1,516 円、+23.9%
50 mm	14,400 円	17,837 円	+3,437 円、+23.9%
75 mm	33,100 円	41,001 円	+7,901 円、+23.9%
100 mm	63,900 円	79,153 円	+15,253 円、+23.9%
150 mm	177,600 円	219,993 円	+42,393 円、+23.9%
200 mm	360,000 円	445,932 円	+85,932 円、+23.9%
250 mm	641,000 円	794,007 円	+153,007 円、+23.9%
300 mm	1,027,000 円	1,272,145 円	+245,145 円、+23.9%

従量料金

(税抜)

使用水量	現行 (1 m ³ につき)	改定案 (1 m ³ につき)	改定額、改定率 (1 m ³ につき)
1 m ³ から 10 m ³ まで	57 円	67 円	+10 円、+17.5%
10 m ³ を超え 20 m ³ まで	150 円	175 円	+25 円、+16.7%
20 m ³ を超え 40 m ³ まで	244 円	285 円	+41 円、+16.8%
40 m ³ を超え 100 m ³ まで	326 円	380 円	+54 円、+16.6%
100 m ³ を超え 500 m ³ まで	404 円	471 円	+67 円、+16.6%
500 m ³ を超える	441 円	514 円	+73 円、+16.6%